

## 福岡県高校生等奨学給付金（公立学校）交付要綱

### （趣旨）

第1条 公立高等学校等に在学する高校生等のいる低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とする福岡県高校生等奨学給付金（以下「給付金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

### （定義）

第2条 この要綱において「公立高等学校等」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）（以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等で次の各号に掲げるもの及び第1号に掲げる高等学校等に設置される高等学校等専攻科（この要綱において高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科をいう。）とする。

- （1）国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）の設置する高等学校等
- （2）独立行政法人国立高等専門学校機構又は地方公共団体の設置する高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）
- （3）地方公共団体の設置する専修学校

2 この要綱において「高校生等」とは、法第3条に規定する高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者（特別支援学校の高等部の支給を受ける資格を有する者を除く。）、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）（以下「学び直し支援金」という。）及び高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の補助対象者（特別支援学校の専攻科に通う者を除く。）となる者をいう。

3 この要綱において「保護者等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他の生徒の就学に要する経費を負担すべきものとして別に定める者をいう。

4 この要綱において「道府県民税及び市町村民税が非課税の世帯」とは、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯をいう。

### （対象者）

第3条 給付金の対象となる者は、当該年度の7月1日（以下「基準日」という。）において、次の各号全てに該当する高校生等の保護者等とする。

- （1）公立高等学校等に在学している者
- （2）保護者等が福岡県内に住所を有する者
- （3）生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が措置されている世帯又は道府県民税及び市町村民税が非課税の世帯に属する者

2 前項に規定する高校生等が、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であつて、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている場合は、給付金の対象としない。

### （給付金の額及び回数）

第4条 給付金の額は、別表1に定めるところによる。また、給付の回数は1人の高校生等につき年1回、通算3回（定時制及び通信制の公立高等学校等に通う高校生等は4回、公立高等学校等の専攻科に通う高校生等は2回（当該高校生等の通う公立高等学校等の専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回））を上限とする。ただし、学び直し支援金の対象者は、この回数に加えて1回（定時制、通信制の公立高等学校等に通う高校生等は最大で2回まで）給付する

ことができる。

(申請手続)

第5条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、高校生等奨学給付金受給申請書(様式1)に次の各号に掲げる書類を添えて、当該申請者が在学する高等学校等の設置者を通じて知事に提出しなければならない。ただし、福岡県が設置する高等学校及び中等教育学校後期課程の在學生については、第1号に掲げる書類の提出を要しない。

(1) 在学証明書(様式2)

(2) 個人番号カードの写しその他の書類又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯であることを証する書類

(3) 基準日における世帯状況を証する書類

ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助が措置されている世帯(以下「生業扶助受給世帯」という。)の場合は、生業扶助受給世帯であることを証する書類

イ 上記ア以外の世帯の場合は、15歳以上(中学生を除く。)23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいることを証する書類

(4) その他知事が必要と認める書類

(支給の決定)

第6条 知事は、前条の申請を受理したときは、必要事項を審査の上、様式3により給付金の支給決定又は様式4により給付金の不支給決定を申請者に通知する。

(支給決定の変更)

第7条 知事は、給付金の支給を受けている者(以下「受給者」という。)が、偽りその他不正の手段等により支給決定を受けたと認めるときは、様式5により前条の規定による支給決定の変更を申請者に通知する。

(給付金の返還)

第8条 知事は、前条の規定による変更の決定をしたときは、支給した給付金の全部又は一部を受給者から返還させるものとする。

(給付金の代理受領等)

第9条 給付金が「授業料以外の教育に必要な経費」に確実に活用されるようにするため、原則として、高校生等が在籍する公立高等学校等の長(以下「学校長」という。)が受給者に代わって給付金の一部又は全部を受領し、当該経費に充てるものとする。この場合には、保護者等から給付金受給を学校長に委任する旨の委任状を、様式6により当該学校長に提出する。

(家計急変世帯への支援)

第10条 第2条第2項の高校生等であるか否かに関わらず、基準日(当該年度の7月以降に家計が急変した場合は当該家計が急変した月の翌月1日。第11条第1項に規定する前倒し給付を実施する場合は当該年度の入学の日。)において、第3条第1項第1号及び第2号に該当し第3号に該当しない者の保護者等(第3条第2項の規定により給付金の対象としない者を除く。)であって、その属する世帯(生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助が措置されている世帯を除く。)の家計が急変し、当該家計急変の発生後1年間の収入見込額が第3条第1項第3号に規定する世帯に相当すると認められる者は、第4条に定める給付の回数の上限までの給付に限り、給付金の対象とする。

2 前項の規定により給付金の対象となる者の給付金の額は、当該年度の7月までに家計が急変した者は別表1に定める給付金の額とし、当該年度の7月以降に家計が急変した者は別表1に定める給付金の額を家計が急変した翌月以降の月数に応じて算定した額とする。

(新入生に対する一部給付の早期化)

第11条 新入生に対する前倒し給付を実施する場合は、基準日に関わらず、当該年度の入学の日現在の状況に基づき、4～6月分に相当する額（以下「4～6月分相当額」という。）の給付を行うものとする。この場合、7月～翌年3月分に相当する額は、基準日現在の状況に基づき判定した給付金の額（年額）から4～6月分相当額を差し引いた額とする。ただし、4～6月分相当額が基準日現在の状況に基づき判定した給付金の額（年額）を上回る場合は、4～6月分相当額を年額とする。

2 前項の4～6月分相当額は、別表1に定める給付金の額の4分の1の額とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(別表1)

世帯区分	支給額	支給対象経費 (授業料以外の教育に必要な経費)
1 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が措置されている世帯に扶養されている高校生等	年額 32,300円	修学旅行費等
2 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に扶養されている高校生等（1の場合を除く。）		教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費等
（1）通信制以外の高等学校等に通う高校生等 （（3）、（4）の場合を除く。）	年額 110,100円 ※通信制の高等学校等に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、141,700円を支給する。	
（2）通信制の高等学校等又は高等学校等専攻科に通う高校生等	年額 48,500円	
（3）当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で2人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等	年額 141,700円	
（4）当該世帯に扶養されている高校生等以外に、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の高等学校等に通う高校生等		